

医療機関にかかるときの自己負担割合

医療機関にかかるときの自己負担割合は、医療費の1割、2割または3割です。自己負担割合は、毎年8月1日にその年度の市町村民税の課税所得によって判定しています（4～7月においては、前年度の市町村民税の課税所得によって判定しています）。また、世帯の被保険者の状況や課税所得が変更になった場合は、再判定をしています。

判定
課税所得で

あなたや同じ世帯にいる被保険者の令和4年度市町村民税の課税所得（各種所得控除後の所得）がいずれも145万円未満ですか？

はい

1割または2割

いいえ

3割

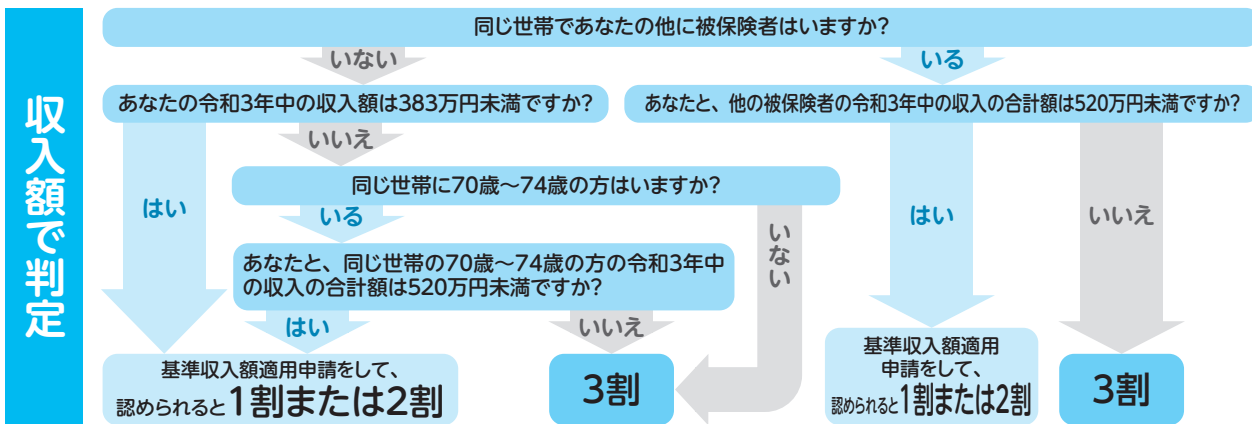
※上記の判定に加え、昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人および被保険者である世帯員の旧ただし書所得（前年の総所得金額等から43万円を控除した額）の合計額が210万円以下の場合、1割または2割負担となります。
※前年12月31日現在において被保険者が世帯主であり、同一世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合、「33万円×16歳未満の人数+12万円×16歳以上19歳未満の人数」が調整控除額として適用されます。

市町村民税の課税所得とは

- 令和4年度の市町村民税の課税所得は令和3年中の所得から算出します。（令和4年4～7月の判定に用いる令和3年度の課税所得は、令和2年中の所得から算出します。）
- 市町村民税の課税所得とは、収入金額から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費などを差し引いて求めた総所得金額等から、各種所得控除を差し引いて算出されます。毎年6月頃通知される市町村民税の通知には、「課税される所得金額」や「課税標準額」と表示されている場合があります。
- 過去にさかのぼって市町村民税の所得更正（修正）があり、自己負担割合が増加した場合（例：1割から3割、2割から3割）には、自己負担割合の差額（例：1割から3割の場合は2割分、2割から3割の場合は1割分）を広域連合から請求させていただきます。

3割負担から1割または2割負担に変更となる場合があります（基準収入額適用申請）

上記の判定で3割となった場合でも、次の条件を満たすことが市区町村で確認できた方については、申請によらず1割または2割負担とします。条件を満たすと思われる方で、収入金額の確認ができない方については、市区町村より申請書を送付いたしますので、該当する場合は申請いただき、認定されると、申請日の翌月より1割または2割負担に変更となります。詳しくは市区町村の窓口にお問い合わせください。

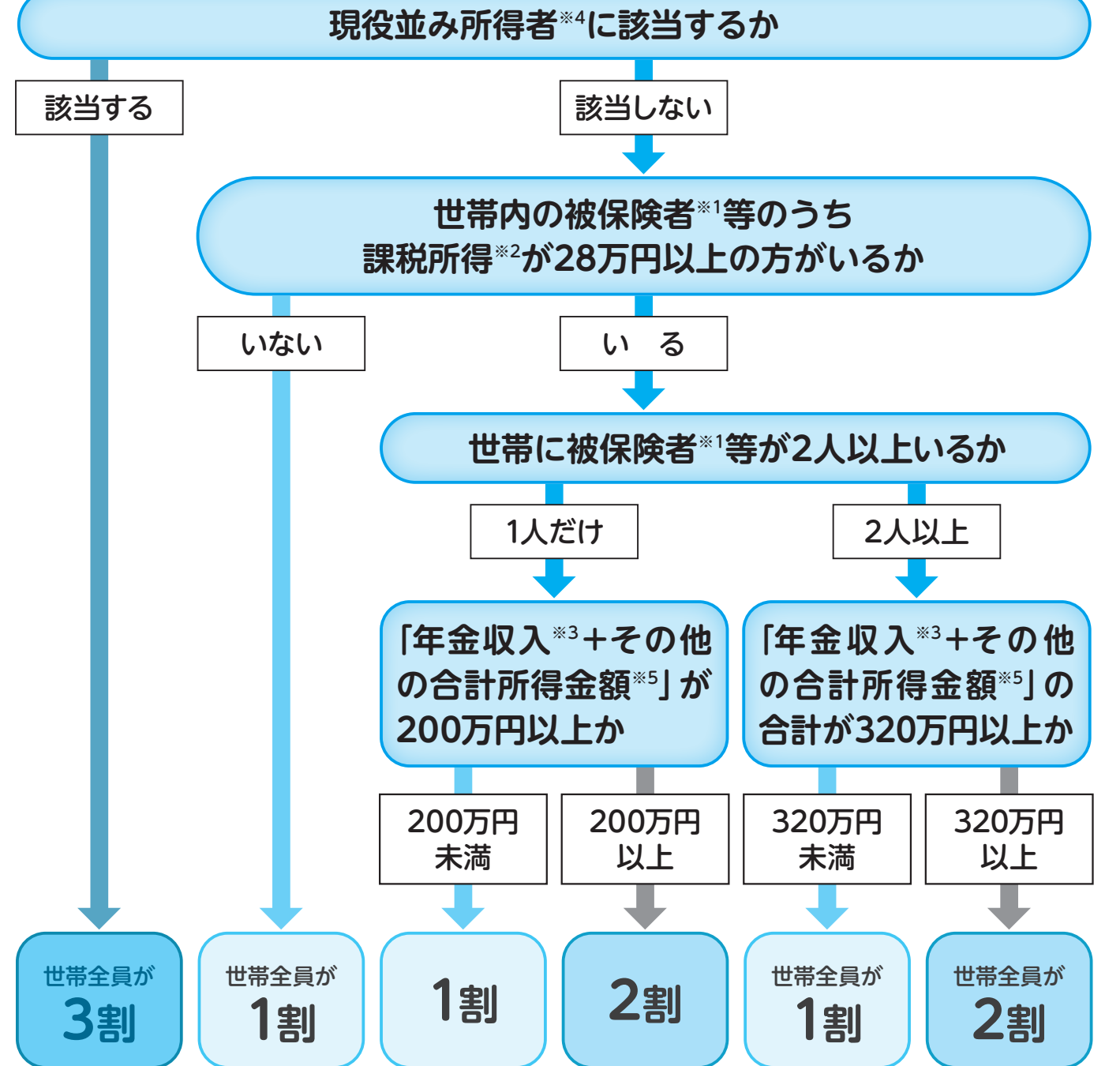


収入額とは

- 判定は令和3年1～12月の収入額で行います。（令和4年4～7月は令和2年1～12月の収入額で判定します。）
- 収入額とは、地方税法上の収入金額のことで、各種控除（年金であれば所得税や社会保険料控除）や必要経費を差し引く前の金額のことで、所得金額ではありません。詳しくは、26ページのQ5をご覧ください。

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、世帯内の被保険者^{*1}の市町村民税の課税所得^{*2}や年金収入^{*3}をもとに、世帯単位で判定します。住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。



※1 65歳～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
 ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額です。
 ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
 ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。（一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります）
 ※5 「その他の合計所得金額」とは、所得税や住民税の対象となる10種類の各種所得のうち、公的年金等の収入金額以外の収入金額から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の所得金額を合計したものです。合計したものがマイナスの場合は、0円となります。